

仕 様 書

1 業務名
園芸振興センターハウス暖房設備修繕業務

2 業務箇所
秋田市仁井田字小中島地内

3 業務内容
秋田市園芸振興センターの暖房設備について修繕を行うもの

(1) 既設暖房設備撤去
ハウス内の既設暖房設備の撤去

設置ハウス	撤去設備	台数
4号ハウス	地下水ヒートポンプ暖房設備（10馬力）	1台
5号ハウス	地下水ヒートポンプ暖房設備（10馬力）	1台
6号ハウス	地下水ヒートポンプ暖房設備（5馬力）	1台

(2) 暖房設備更新
暖房設備の設置および附帯する配管等の接続
ア 設備を更新するハウス等

設置ハウス	更新設備	台数
4号ハウス	ヒートポンプエアコン（5馬力）	2台
5号ハウス	ヒートポンプエアコン（5馬力）	2台
6号ハウス	ヒートポンプエアコン（5馬力）	1台

本設備は、農業用ハウスに設置するため、以下の仕様を満たすものとする

- ・設定温度範囲は、10℃～30℃以上であること
- ・コーティング等による制御基板への防湿・防塵の対策がされていること

イ 設置については、別紙の各ハウスの平面図および設備図を参照

ウ 附帯する冷媒配管やドレン配管、電気配線等の作業も本業務に含むものとする

エ 暖房設備更新完了後に担当者立会いのもと、試運転を行うこと

(3) その他

ア 労働安全衛生法、関係法令を遵守し、修繕業務を行うこと

イ 記載事項以外で疑義が生じた場合は、担当者と協議のうえ、修繕業務を行うこと

4 業務範囲
別紙配置図のとおり

5 報 告

(1) 着工前・完成の確認できる写真

(2) 竣工図

(3) その他指示する書類

6 履行期間
契約締結日の翌日から令和4年12月27日まで